

酒田出張所ニュース

平成28年10月5日発行

岩手県への災害対策支援

岩手県を襲った台風10号は、県内各地の道路を寸断したほか倒木や土砂流出、路肩決壊などで通行止めとなりました。また、川の治水能力を超える大雨に加え、山から流出した木や土砂の影響で河川が氾濫したり、橋も崩壊する箇所がありました。

このような被災状況を速やかに把握するため、国土交通省では、全国の地方整備局から職員を岩泉町、久慈市、宮古市、釜石市、普代村へ派遣し、各自治体で道路、河川を中心に被害調査にあたりました。

酒田出張所からは、9月6日から12日までの1週間、出張所長が宮古市新里地区へTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊※）河川班として派遣されました。



▲工事関係者から被害状況の聞き取り



▲土石流発生箇所を調査



▲河川での被害延長を測定

※TEC-FORCEとは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、
・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止
・被災地の早期復旧 ・その他災害の応急対策
に対する技術的な支援を目的として、国として円滑で迅速な活動の確保等のため設置するものである。

河川内の樹木等伐採者を公募中

酒田河川国道事務所では、8月から平成29年2月末まで最上川の河川敷に繁茂している樹木の伐採者を公募しており、高水敷で樹木の伐採が出来ます。

既に第一次締め切り分の伐採区画が決定しており、引き続き未決定区画の応募を受け付けています。

伐採した樹木はこれからの時期に燃料等として使えるほか、木材の加工、販売など営利目的でも使用することができるので、興味のある方は、酒田河川国道事務所HPで確認いただくか、河川管理課（☎0234-27-3497）までお問い合わせ下さい。



▲伐採後、自家用車に積んで運搬

無償で堤防刈草(2回目)を提供します

酒田出張所では、お盆明けから始めていた最上川、京田川での今年2回目の堤防除草を9月末までに終わりました。

今回も堤防刈草の無償提供することとしました。希望される方は、数に限りがありますので、お早めに酒田出張所へお問い合わせ下さい。

なお、刈草を直接販売して利益を上げるような営利目的の場合には提供できません。



◀昨年の刈草提供状況

編集後記

河川敷で芋煮会を行う際は、次の利用者のためにもきちんとゴミを持ち帰るよう、ご協力よろしくお願いします!



国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 酒田出張所
山形県酒田市山居町2丁目12-14
TEL 0234-22-3604
FAX 0234-22-4314
URL <http://www.thr.mlit.go.jp/sakafa>
携帯電話「川の防災情報」はここからアクセスできます。
<http://river.go.jp/>